

## 群馬県先天性血液凝固因子障害等医療給付実施要綱

(目的)

第1条 先天性血液凝固因子障害及び血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症（以下「先天性血液凝固因子障害等」という。）に関する医療を受けている者のおかれている特別な立場を考慮し、その患者の医療保険等の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより、患者の医療負担の軽減を図り、精神的、身体的不安を解消することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施の主体は、群馬県とする。

(対象疾患)

第3条 先天性血液凝固因子障害等医療給付（以下「給付」という。）の対象となる疾患（以下「対象疾患」という。）は、別表で定めるものとする。

(対象患者)

第4条 給付の対象となる者は、原則として20歳以上で、群馬県に住所を有し、前条で定める対象疾患と診断され、第6条で定める実施医療機関において当該疾患に関する医療を受けている者又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による当該疾患に関する同法の規定による訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導若しくは介護医療院サービスを受けている者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者及び健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、若しくは私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者とする。

ただし、血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症の患者として、給付を受けようとする者に限り、20歳未満の者についても、本事業の対象患者として扱う。

2 前項にかかわらず、法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けている者を除くものとする。

(実施方法)

第5条 本事業は、知事が前条に規定する対象患者の対象疾患に関する医療に必要な費用を給付することにより実施するものとする。

2 給付方法は、現物給付により行うものとする。

(実施医療機関)

第6条 対象疾患に関する医療を行う医療機関は、群馬県特定疾患医療給付実施要綱第6条に

基づいて、知事と委託契約を締結した医療機関とする。

- 2 第13条第3号に規定する先進医療を行う医療機関は、知事と先進医療に係る治療研究委託契約を締結した医療機関とする。

(給付の申請)

第7条 給付を受けようとする対象患者、その保護者又は代理人（患者による委任状を所持する者に限る。）（以下「申請者」という。）は、先天性血液凝固因子障害等医療給付申請書（様式1-1）に、次の書類を添えて知事に申請するものとする。

- (1) 医療を受ける実施医療機関の医師による診断書（様式2）（血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症を除く。）
  - (2) 住民票（個人番号の記載のない住民票に限る。）又は住所が確認出来る健康保険証等の写し
  - (3) 特定疾病療養受療証の写し（先天性血液凝固第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）、第Ⅸ因子欠乏症（血友病B）及び血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の患者に限る。）
- 2 血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症に係る申請にあつては、前項第1号における診断書の提出は要しないが、以下の書類のいずれかを提出することとする。

- (1) 裁判による和解調書の抄本であつて、申請に係る者が血液凝固因子製剤に起因するHIV感染者であることが確認できるもの（裁判所により交付されたものに限る。）。
- (2) （財）友愛福祉財団が実施する「血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業」の対象者であることが示された通知書（医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構により交付されたものに限る。）の写し。
- (3) （財）友愛福祉財団が実施する「エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業」の対象者であることが示された通知書（医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構により交付されたものに限る。）の写し。

(給付の決定)

第8条 知事は、前条の申請を受理したときは、群馬県特定疾患対策協議会の審査を経て給付の承認又は不承認を決定し、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証（様式3。以下「受給者証」という。）又は先天性血液凝固因子障害等医療給付不承認決定通知書（様式4）を申請者に交付し又は通知するものとする。ただし、申請者から第7条第2項による書類の提出があつた場合には給付の承認と決定し、群馬県特定疾患対策協議会による審査は行わないものとする。

- 2 前項により給付を決定した者の承認期間は、原則として知事が申請書を受理した日から当該年度の末日までとする。

(受給者証の提示)

第9条 受給者証を交付された申請者（以下「受給者」という。）は、被保険者証又は組合員証、特定疾病療養受療証とともに受給者証を実施医療機関に提示して医療を受けるものとする。

（承認内容の変更等の申請及び決定）

第10条 受給者は、氏名、住所、加入している医療保険等の種類を変更したとき又は医療機関を変更若しくは追加したときは、その都度先天性血液凝固因子障害等医療給付承認内容変更（追加）申請書（様式5）に氏名、住所の変更の場合は住民票（個人番号の記載のない住民票に限る。）又は住所が確認出来る健康保険証等の写しを、医療保険の変更の場合は健康保険証等の写しを添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく申請が適当であると認めたときは、受給者証を書き換え、又は新たに交付するものとする。

（受給者証の再交付）

第11条 受給者は、受給者証を紛失したとき、又は破損や汚したときは、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証再交付申請書（様式6）により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項に基づく申請について適当と認めたときは、受給者証を再交付するものとする。

（継続の申請及び決定）

第12条 受給者証の承認期間満了後も引き続き医療の給付を受けようとするときは、承認期間満了3ヵ月から1ヵ月前までの間に先天性血液凝固因子障害等医療給付申請書（様式1-2）に第7条第1項第1号から第3号及び同条第2項の書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 前項の規定に基づく申請について、給付の承認又は不承認の決定は、第8条の規定を準用する。なお、継続手続きが承認期間満了後1年以内に行われた場合は、継続の給付申請書受理日の属する月の初日から有効とする。

3 継続申請の期間中に、第7条による給付の申請があったときは、特別の理由がない限り同時に翌年度の継続の申請があったものとみなす。

（給付の額）

第13条 給付対象について、知事が負担する費用の額（以下「給付額」という。）は、次の各号に規定する額の合計額とする。

(1) 健康保険又は後期高齢者医療の医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した医療に要する費用の額の合計額（入院時の食事療養及び生活療養に要する費用については、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額を含む）から、医療保険各法又は高齢者の医療の

確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者又は市町村が負担すべき額を控除した額

(2) 「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号）」又は「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）」により算定した額の合計額から介護保険法の規定による対象疾患に係る訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サービスに関し保険者が負担すべき額（介護保険法第69条第3項の規定の適用がある場合にあっては、当該規定が適用される前の額）を控除した額

(3) 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）（以下「先進医療告示」という。）第2第3号に掲げる先進医療（血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の患者であって、当該疾患に付随してHCVに感染した者に対して行われるものに限る。）であって、「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について（平成17年4月1日健疾発第0401003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）」に定める医療機関において実施される医療に係る費用

（先進医療に係る対象疾患患者の確認）

第14条 前条第3号に規定する先進医療を受ける受給者は、第7条第2項に掲げるいずれかの書類を知事に提出するものとする。

ただし、第7条及び第12条による申請に際して、既に前段のいずれかの書類を提出している場合は、提出を省略できるものとする。

（給付額の請求及び支払い）

第15条 受給者に対して対象疾患の医療を行った実施医療機関は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）」に基づき、群馬県国民健康保険団体連合会及び群馬県社会保険診療報酬支払基金（以下「審査支払機関」という。）に対し、当該給付額を請求するものとする。

2 審査支払機関は、前項の規定により請求された給付額を実施医療機関に支払ったときは、当該支払額を知事に請求するものとする。

3 受給者に対して第13条第3号に規定する先進医療を行った実施医療機関は、先天性血液凝固因子障害等治療費請求書（先進医療分）（様式8）に請求内容の明細書等を添えて、知事に請求するものとする。

4 第1項の規定により審査支払機関に対し請求することが困難な場合であると認められる場

合、受給者又はその保護者は先天性血液凝固因子障害等医療費請求書（様式 7-1）に領収書及び領収明細書又は診療報酬明細書の写し等を添えて、知事に請求することができる。

5 第 3 項の規定により知事に対し請求することが困難な場合であると認められる場合、受給者又はその保護者は先天性血液凝固因子障害等医療費請求書（先進医療分）（様式 7-2）に領収書を添えて、知事に請求することができる。

6 知事は、第 2 項から前項までの規定による請求があったときは、内容を審査のうえ給付額を決定し、それぞれ審査支払機関、実施医療機関、受給者又はその保護者に支払うものとする。

（給付の中止、終了及び受給者証の返還）

第 16 条 受給者は、治癒、死亡、県外転出等の理由により給付を中止又は終了したときは、先天性血液凝固因子障害等医療給付中止（終了）届（様式 9）により、すみやかに知事に届け出なければならない。

2 前項の規定又は承認期間の満了等により不要となった受給者証は、すみやかに知事に返還しなければならない。

（関係者の留意事項）

第 17 条 この要綱に定める職務に従事する者は、患者等に与える精神的影響と、その病状に及ぼす影響を考慮して、本事業の実施に関連して知り得た事実の取り扱いについては、その保護に慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取り扱いについては、その保護に十分に配慮しなければならない。

なお、H I V感染者に係る秘密を医師又は公務員等が正当な理由なく漏らしたときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定により罰則が課せられることとなっており、当該規定の趣旨を十分に踏まえ、本事業の実施に関連して知り得た H I V感染者に係る個人情報の取り扱いについては、特に留意するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成元年 9 月 1 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

2 この要綱の施行に伴い、血友病成人患者医療助成実施要綱（昭和 61 年 4 月 23 日保予第 47 号）は、廃止する。

3 この要綱で定める事業の実施日の前日までに、すでに実施している血友病成人患者医療助成実施要綱の対象患者であって引き続き継続が予定される者については、新たに本要綱で定める申請を行うものとする。

ただし、第 8 条第 1 項の規定に基づく添付書類は、必要ないものとする。

4 平成元年 4 月から同年 8 月までの第 14 条に基づく自己負担額については、第 15 条第

3項の規定により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成4年3月10日から施行し、平成3年9月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に先天性血液凝固因子障害医療給付に関し知事と契約締結済みの医療機関は、改正要綱第6条の規定に基づき契約を締結したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年12月28日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用（第4条及び第14条第1項第2号については平成18年4月1日から適用、第14条第1項第1号については平成18年10月1日から適用）する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用（第8条第2項及び第12条第2項については平成22年4月1日から適用）する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。